

八千代町省エネ家電製品購入費補助金交付要綱

八千代町省エネ型エアコン購入費補助金交付要綱（令和5年8月10日訓令第125号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネルギー性能の高い家電製品の購入又は買換えに対する費用を支援することで、家庭における電気料金の負担軽減及び温室効果ガスの排出抑制を図ることを目的に、予算の範囲内で補助金を交付することについて、八千代町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 統一省エネルギーラベル エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号）に規定するエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）で定めた家電等の省エネ基準を達成しているか否かを表示したラベル
- （2） 省エネ基準達成率 省エネ法に基づいて定められた機器ごとの省エネ基準の達成率
- （3） 省エネ家電製品 省エネ法に基づく小売事業者表示制度において、次の統一省エネルギーラベルが表示されている家電製品
 - ア エアコン 目標年度2027年度における省エネ基準達成率が85%以上
 - イ 冷蔵庫 目標年度2021年度における省エネ基準達成率が100%以上

（補助対象者）

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- （1） 本町に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記載されていること。
- （2） 自ら居住する町内にある住宅（店舗等の併用住宅の場合、住宅部分のみへの設置に限る。）に、省エネ家電製品を設置すること。
- （3） 補助対象者の属する世帯員全員が町税等に未納がないこと。

（補助対象機器）

第4条 補助金の対象となる機器は、町内の家電販売店又は電気工事店等で購入及び設置した未使用の省エネ家電製品とする。

- 2 前項の規定において、家電販売店又は電気工事店等が設置工事を行う場合、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）に基づく必要な登録又は届出をしている事業者に限る。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が支払いした省エネ家電製品の購入費及び設置工事費（消費税及び地方消費税を含む。）とし、補助対象者自ら工事することに要した経費は含まないものとする。

- 2 国、地方公共団体その他団体が実施する同様の補助制度を併用する場合は、補助対象経費の額からその補助制度で受ける補助額を控除するものとする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の1／2に相当する額とし、補助限度額は50,000円とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 補助対象となる省エネ家電製品の台数は、1世帯につき1台までとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、着手前に、八千代町省エネ家電製品購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）補助対象経費の内訳が分かる見積書等の写し
- （2）省エネ基準達成率が確認できるカタログ、仕様書等の写し
- （3）その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ補助金の交付の可否を決定し、八千代町省エネ家電製品購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下、「補助事業者という。」）は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、八千代町省エネ家電製品購入費補助金変更（中止）申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない

- 2 町長は、前項に規定する申請を受けたときは、八千代町省エネ家電製品購入費補助金変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第4号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第10条 補助事業者は、補助対象機器の設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月25日のいずれか早い日までに、八千代町省エネ家電製品購入費補助金実績報告書兼請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し(次に掲げる事項が全て記載されているものに限る。)

ア 購入者名

イ 購入日

ウ 購入店名

エ 購入製品名又は型番

オ 購入費用

(2) メーカー発行の保証書の写し(製品名及び型番が記載されているものに限る。)

(3) 設置前、設置後の写真(機種及び製造番号が確認できるもの)

(4) 補助事業者の振込指定口座通帳又はキャッシュカードの写し

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し適正と認めたときは、補助事業者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) この要綱に定める規定又は補助金交付の条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、八千代町省エネ家電製品購入費補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、町長の指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(財産処分の制限期間)

第14条 当該補助を受けた省エネ家電製品の処分制限期間は、交付申請年度の翌年度から起算して、6年間とする。ただし、補助事業者の責めによらない事由により制限期間内に処分する場合については、この限りではない。

(協力)

第15条 補助事業者は、町が取り組んでいる省エネ・節電等に関する調査等について協力するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。